

平成30年度 津山市立成名小学校 いじめ問題対策基本方針

平成30年12月 改定

め ざ す 子 ど も 像

- 自分で考え ねばり強くがんばる子
- 素直で思いやりのある子
- 体をきたえる元気な子

い じ め 問 題 へ の 対 策 の 基 本 的 な 考 え 方

・学校をあげた取り組みを推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事以外にも、教務主任(地域連携担当)、特別支援コーディネーター、養護教諭も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための意見交換を行う。また、児童のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修や保護者対象の研修会を実施し、児童への情報モラルについての教育の推進を図る。

・いじめの未然防止に向けた、児童の主体的な活動を進めるとともに、一人一人が活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進め、いじめをしない、させない、許さないという雰囲気作りに取り組む。

・いじめの早期発見のために、年3回のアンケートと、それを基にした担任による教育相談を実施する。得られた情報は教職員間で共有する。

<重点となる取組>

- ・「いじめについて考える週間」において児童が実施する取り組みを支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで解決しようとする意識の高揚を図る。
- ・津山警察署や警察スクールサポーターと連携し、「心と命の教育活動(いじめ防止教室)」を実施する。
- ・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、対応能力向上のために、教職員研修を実施する。

保 護 者 ・ 地 域 と の 連 携

<連携の内容>

・学校基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取り組みについて保護者の理解を得る。

・PTA研修会、学年懇談会、教育相談や個人懇談、保護者アンケートなどを活用し、いじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取り組みの改善に生かす。

・学校評議員、地域ボランティアの方々に、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。

・学校便りやPTA会報に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

・インターネット上でいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のために、PTA対象の研修会を実施する。

学 校

い じ め 対 策 委 員 会

<対策委員会の役割>

・基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

<対策委員会の開催時期>

・年3回開催(必要に応じて学校評議員も参加)

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

・直後の職員会議で全職員に周知。緊急の場合は、終礼等で伝達。

<構成メンバー>

- ・校外
PTA会長、育成指導員、スクールカウンセラー
- ・校内
校長、教頭、教務主任(地域連携)、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、養護教諭(担任)

全 教 職 員

関 係 機 関 等 と の 連 携

<連携機関名>

・津山市教育委員会

<連携の内容>

・児童や保護者支援のための専門スタッフ(SSW、SC等)の派遣

<学校側の窓口>

・教頭

<連携機関名>

・津山警察署、津山児童相談所

<連携の内容>

・「心と命の教育活動(いじめ防止教室等)」の実施

<学校側の窓口>

・生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

(教職員研修)

- ・わかる授業をめざして校内研修の充実を図り、各自が授業力向上に努める。
 - ・教職員の指導力向上のための研修として、携帯電話事業会社から講師を招聘し、児童生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修を行う。
 - ・特別支援の視点にたった指導のしかたや、ソーシャルスキルトレーニングなどの研修をする。
 - ・児童生徒がいじめ問題を自分のこととしてとらえ、いじめと正面から向き合うことができるよう、道徳教育、人権教育の充実を図る。
- #### (児童会活動)
- ・「あいさつ運動」や、縦割り班による「なかよし活動」等の活動を通し、児童同士のふれあいを深め、見て見ぬふりをせず、互いに支え合う風土づくりをする。
 - ・「いじめについて考える週間」において、児童会自らが「いじめ防止」の意識を高める取り組みを企画・実施する。
- #### (居場所づくり)
- ・日頃の授業や、行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- #### (情報モラル教育)
- ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも情報発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身につけるための情報モラルに関する授業を実施する。

② 早期発見

(実態把握)

- ・学期ごとに児童の実態把握のためのアンケートと、それを基にした教育相談を実施することで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。
 - ・hyper-QUテストを実施し、学級や個人の課題と人間関係の把握に努める。
 - ・学期ごとに「にこにこ成名こカード」(一週間の家庭生活調査)を実施することで、児童の生活習慣を把握し、気になる児童については改善に努めるように声かけをする。
- #### (相談体制の確立)
- ・全ての教職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行う。児童や保護者が、いつでもどの教職員にでもいじめを訴えたり相談したりできるようにする。
- #### (情報共有)
- ・児童の気になる変化や行為があった場合、すぐに、終礼や校内研修、職員会議などで情報交換を行う。
- #### (家庭への啓発)
- ・教育相談のお知らせや希望調査を学期ごとに配布し、呼びかける。
 - ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子をみつめるためのポイントを載せたパンフレットを作成・配布する。

③ いじめへの対処

(いじめの有無の確認)

・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになった時には、速やかにいじめの事実の有無を確認する。

(いじめへの組織的対応の検討)

・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。

(いじめられた児童への支援)

・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。

(いじめた児童への指導)

・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることや、相手の心身に及ぼす悪影響などに気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行う。また、当該児童の周囲の環境や人間関係等、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるように継続的な指導を行う。(少なくとも3ヶ月を目安とする)

(いじめが犯罪行為として取り扱われる場合)

・警察との連携を図る。警察への通報には至らない事案についても、日頃から教育委員会や警察等の関係機関への相談を行い、連携を心がける。